



発行人 山田 修
編集人 高田 武樹

http://www.weekly-net.co.jp

毎週月曜日発行

購読料3か月10,500円 振替口座 00950-4-106153

昭和62年11月14日第三種郵便物認可 ©物流産業新聞社 2009

物流産業新聞社

ISO9001:2000認証取得 審査登録機関:LRQA

東京本社 東京都港区有明7-10-1(有明ビル4F) 電話03(5561)9371(内)
中部本社 名古屋市中区錦2-12-2 電話052(681)2280(内)
大阪本社 大阪市東淀川区山崎4-10-14 電話06(6646)6101(内)

全国10拠点をネットワーク

トレーラハウス事業所初の認可

中小の調整区域進出に弾み

千葉県の下トラック事業者が市街化調整区域内に申請していた「トレーラハウス」による事業所が、2日付で認可された。調整区域への進出は、またに特種み業者(旧路線事業者)が優遇されている一方、中小トラック業者(旧区域事業者)の事業所開設や移設は「自治体による開発許可が必要」なためハードルが高く、利用は進んでいない。日本で初めてとなるトレーラハウス事業所は今後、中小の調整区域進出に弾みをつけるものとして注目される。(土居忠幸)

認可されたのはサイコー(小林直社長、千葉県浦安市)の千葉支店。9月11日付で申請してからの3か月近くかかったが、小林社長は「安全対策、事故防止の面からも事業所が必要だった。やっと実態に合った形で事業を展開できるようになった」と喜ぶ。

事務所となるトレーラハウスは奥行き3・5m、幅11m、高さ3・9m。当該の市街化調整区域はトラック25台の駐車だけに利用して必要を感じていた。千葉運輸支局に相談したところ、「認可基準と『細部取り扱いによる営業所の基準』を満たせるならOK」との答え。結局、千葉市はOKだが中小はNの開発許可Oとする自治体担当者の固定観念などがささ下りれば「すぐに事業所はオープンできる」はず

サイコー 千葉支店



サイコー千葉支店への認可書

小林社長(右)と尾館専務



ある社員が「トレーラハウスを事業所にしてはどうだろうか。あれは建築物ではないので、逆に建築基準法などに縛り付けられることがない」と提案。これが突破口になった。建築物でなく開発許可不要申請から3か月間、小林社長は尾館専務とともに説明のため、千葉市の建築審査課や千葉運輸支局の輪

だった。しかし、都市計画法や建築基準法の解釈、また「旧路線業者はOKだが中小はNのOとする自治体担当者の固定観念などがささ下りれば、開発許可はなかなか下りなかった。そんなある日、不動産関係の仕事の経験が課や千葉運輸支局の輪

建築物でなく開発許可不要

千葉市は「建築物でない以上、開発許可を審査する根拠がない。つまり開発許可は不要」と説明。千葉運輸支局では「法的に何ら問題なければ、今回のケースのようにトレーラハウスによる事務所は認めていく」方針という。